

令和7年12月24日

一宮市病院事業任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者
松浦昭雄

一宮市病院事業部管理規程第16号

一宮市病院事業任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

第1条 一宮市病院事業任期付職員の給与の特例に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与に関する特例) 第2条 条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された病院事業職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 【別記 参照】 2・3 略 (給与支給等規程の適用除外等) 第4条 略 2 特定期付職員に対する給与支給等規程第12条第1項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の95</u> 」とする。	(給与に関する特例) 第2条 略 【別記 参照】 2・3 略 (給与支給等規程の適用除外等) 第4条 略 2 特定期付職員に対する給与支給等規程第12条第1項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の97.5</u> 」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円
6	740,000円
7	864,000円

改正案

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円
6	765,000円
7	893,000円

第2条 一宮市病院事業任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与支給等規程の適用除外等) 第4条 略 2 特定期付職員に対する給与支給等規程第12条第1項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の97.5</u> 」とする。	(給与支給等規程の適用除外等) 第4条 略 2 特定期付職員に対する給与支給等規程第12条第1項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは、「 <u>100分の96.25</u> 」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一宮市病院事業任期付職員の給与の特例に関する規程(以下「改正後の任期付職員規程」という。)第2条第1項の表の規定は令和7年4月1日から、改正後の任期付職員規程第4条第2項の規定は同年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の任期付職員規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一宮市病院事業任期付職員の給与の特例に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員規程の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が定める。